

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、公立学校共済組合職員労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 29 年 3 月 16 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

諸手当改善等

平成 29 年 3 月 9 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 記

公立学校共済組合東北中央病院（山形）、公立学校共済組合関東中央病院（東京）、公立学校共済組合東海中央病院（岐阜）、公立学校共済組合中国中央病院（広島）、公立学校共済組合四国中央病院（愛媛）